

海外直接投資の決定要因としての法制度

—移行経済国の実証研究—

Legal Systems as a Determinant of Foreign Direct Investment
-An Empirical Study of Transition Economies-

Key Words: 法制度, 海外直接投資, 移行経済国, 新制度派経済学.

学生証番号 47-46868 可児竜太

指導教員 柳田辰雄教授

本研究は、優れた法制度は海外直接投資を増加させる、ということを明らかにする。そのために、①法制度と経済発展の因果関係に関する理論のサーベイ、②移行経済国における海外直接投資と法制度に関する実証分析、の二つを行い、結果を考察した。

I 新制度派経済学における法制度

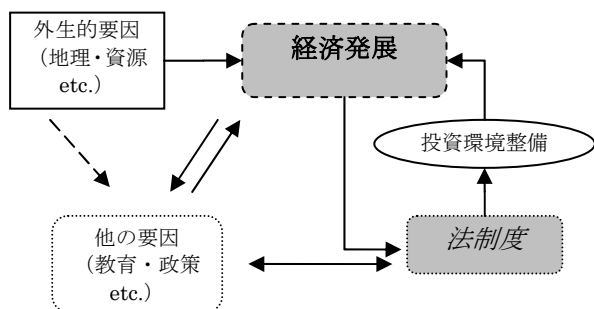
■取引費用の軽減

: Douglass North(2005)による制度論

発展により拡大した市場では、取引において膨大なコストがかかる。なぜなら、債務不履行を防止しなければならないからである。債務不履行のインセンティブが生ずるのは、情報が非対称であること、交換活動に時間がかかること、取引が一回限りであること、といったことに起因する。そのような状況下では、相手を裏切ることによって自らの利益を最大化できるからだ。

しかし、それらを防ぐ制度が構築されることにより、取引費用は低減する。結果、経済アクターは、拡大した経済市場において、より複雑かつ大量の取引を行うことができるようになる。

また、これは民間投資と法制度との因果関係についても同様のことを述べるができる。法制度は、①所有権の保証、②契約の執行、③犯罪の削減、④財産の無償収用の禁止、の四点を確実なものとする。それによって、投資環境に安定性と確実性(予測可能性)がもたらされ、結果、投資は促進される



II 実証研究の手法

■制度指標

: Kufmann et al.(2005) による指標

Rule of Law: 社会のルールへの信頼と遵守する程度を測定した複数の指標を統合したもの。それらは、犯罪の発生率、司法の効率性・予見可能性、契約の執行可能性を含んでいる。

商事法 overall: EBRD による法制度整備指標のうちの一つ。商事法・金融法についての指標がある。

■回帰分析推定式

$$\begin{aligned} \ln FDI_i = & \alpha + \beta_1 \ln GDP_i + \beta_2 INS_i \\ & + \beta_3 \ln GDPC_i + \beta_4 OIL_i + \beta_5 \ln Dist_i + \varepsilon_i \end{aligned}$$

$\ln FDI_i$: 一人当たり FDI Flow 額 (対数値)

$\ln GDP_i$: GDP (対数値)

INS_i : Rule of Law・Regulatory Quality
商事法指標

$\ln GDPC_i$: 一人当たり GDP (対数値)

OIL_i : 石油産出国ダミー変数

$\ln Dist_i$: 首都間距離 (対数値)

ε_i : 誤差項

制度指標 INS_i について、以下の 5 つの場合に分け、推定を行った。

- (A) 2002 年指標「Rule of Law」
- (B) 2002 年指標「Regulatory Quality」
- (C) 1996 年指標「Rule of Law」
- (D) 1996 年指標「Regulatory Quality」
- (E) 2002 年指標「商事法 overall」

III 結果と考察

推定結果より、最もあてはまりが良かったのは、2002 年の「Rule of Law」「Ln 一人当たり GDP」「OIL ダミー」で「Ln 一人当たり FDI」を説明した式であり、頑健性も認められた。

1996年については、制度指標は効かなかった。

表1 推定結果

説明変数	推定年	1%有意	弾力性 or 変化率
GDP per capita	2002	S	1% : 約 0.7%
	1996	S	
Rule of Law	2002	S	1ポイント : 約 2.2倍
	1996	N	
OIL ダミー	2002	S	石油の存在 : 約 8.6倍
	1996	S	
Regulatory Quality	2002	S	1ポイント : 約 2倍
	1996	N	
首都間距離	2002	N	回帰係数は負
	1996	N	
GDP	2002	N	—
	1996	N	
商事法	2002	N	回帰係数は正

説明変数は上から、影響力の高い順である。また、Sは有意、Nは無意味、Sは有意を、Nは無意味でなかったことを表す。弾力性 or 変化率は、有意な結果についてのみ、説明変数:「一人当たり FDI」で示し、その他、理論どおりの係数が得られた場合は正負を記載した。

■考察

- ① 移行経済国において、法の支配は FDI を増加させる。
- ② 個別の法律の整備が、FDI の増減に直接影響するとは言えない。
- ③ 1996 年において、法の支配の他に、FDI に影響した要因の存在が示唆される。

①2002年「Rule of Law」は1%有意である。これと、因果関係に関する理論を合わせれば、法制度は直接投資を増加させるという結論が得られた。その効果を、CIS諸国（中央アジア除く）を例に説明する。2002年において、CIS諸国の「Rule of Law」は平均して約-0.83である。それを1ポイント増加させる、すなわち、約 0.17 になるとする¹。仮に、「一人当たり GDP」に変化がないとすれば、「一人当たり FDI」は年間約 69 ドルから約 152 ドルになると試算できる。

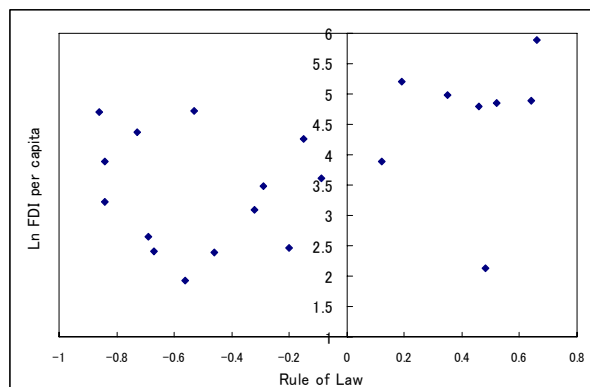
②たとえば商事法や金融法が整備されたとしても、FDI を呼び込むとは言えない。それは、個別の法律整備が行われても、「法の支配」の強化につながらないためである可能性がある。すなわち、FDI との関連性を考える上では、制度全体からみた法の支配の確立（例えば、契

¹ 2002年ブータン・タイ・スリランカとほぼ同程度の数値。

約の遵守や所有権の確立)の方がより重視されるべきだ。EBRDが進めるような、西欧標準の先進的な法律を導入する法整備支援は、FDIという観点では効果があがっていないと考えられる。

③今回の分析結果では、1996年において、法の支配はFDIに影響しなかった。ここで、1996年「Rule of Law」と「Ln一人当たりFDI」の散布図を見る。

図1 一人当たり FDI と Rule of Law (1996年)



分析対象 22ヶ国の、1996年「Ln一人当たり FDI」と「Rule of Law」の散布図。

理想的な回帰線より、大きく外れた国々がある。それは、左上方に位置する6カ国と右下方に位置する1カ国で、「Rule of Law」が低く投資が高い国と、「Rule of Law」が高く投資が低い国の二つの場合である。

左上方の低指標・高投資の国々では、「行政上の腐敗」が法制度の欠如を代替したという可能性が、Hellman et al.(2000)の研究より指摘できる。また、右下方の高指標・低投資の国(=モンゴル)では、指標に問題がある可能性がある。

本研究の結論より、具体的な提言を導き出すことは難しい。なぜなら、「法の支配」という抽象的な概念を表した指標であるからだ。しかし、法制度が FDI に強く影響を与えているということは分析結果から明らかであり、この指標をより具体的に精査することに、新たな提言の可能性があると考える。

【参考文献】

- North, D.C., 1989, "Institutions and Economic Growth: An Historical Introduction", World Development, Vol. 17, No. 9, pp. 1319-1332.
Kaufmann, D., Kraay, A., and Mastruzzi, M., 2005, "Governance Matters IV: Governance Indicators for 1996-2004," Policy Research Working Paper, 2196, The World Bank Development Research Group Macroeconomics and Growth and World Bank Institute Governance, Regulation and Finance.